

奈良県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十八年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
イノウエ薬局	桜井市大字三輪四九三	平成二十八年三月一日
堀内歯科医院	五條市二見二―三―四〇	平成二十八年一月十九日
なの花薬局花吉野ガーデンヒルズ店	吉野郡大淀町大字福神一〇―一	平成二十八年四月一日
たんぽぽ薬局福神店	吉野郡大淀町大字福神三番地の二九	平成二十八年四月一日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町大字下永一二七三―二五	平成二十八年四月一日
ジャパンファーマシー薬局大淀店	吉野郡大淀町大字福神一〇―二	平成二十八年四月一日
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター	吉野郡大淀町大字福神八番一	平成二十八年四月一日
南和広域医療企業団吉野病院	吉野郡吉野町大字丹治一三〇番地一	平成二十八年四月一日

南和広域医療企業団五 條診療所	五條市野原西六丁目一番一八	平成二十八年四月一日
岡下矯正歯科	橿原市石川町二八二―三	平成二十八年四月一日
イオン薬局イオンスタ イル橿原	橿原市曲川町七―二〇―一 一 階	平成二十八年三月二十二 日
藤沢歯科医院	天理市長柄町一八四七―五	平成二十八年四月一日
なんぶ眼科	生駒市真弓一―二―八	平成二十八年四月一日